

指令第4006号

住 所 八戸市大字是川字三十刈頭3番地1
氏 名 株式会社 新盛商事

平成22年12月27日付けで許可申請のあった森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による開発行為については、同条第1項及び第4項の規定により、次の条件を付して許可する。

平成23年2月22日

青森県三八地域県民局長



条 件：別紙許可条件書のとおり

教 示

この処分に不服がある場合の不服申し立て及び取消訴訟の提起は、次のとおりとなります。

- 1 不服の理由が鉱業、採石業又は砂採取業との調整に関するものであるとき。
 - (1) この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に対して森林法（昭和26年法律第249号）第190条第1項の規定による裁定の申請をすることができます。
 - (2) 処分の取消の訴えは、鉱業等に係る土地利用の調整手続きに関する法律（昭和25年法律第292号）第50条の規定により、この処分についての公害等調整委員会の裁定に対してのみ、提起することができます。
- 2 不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整以外に関するものであるとき。
 - (1) この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができます。
 - (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならないこととされています。

三県局農水第1008号
平成23年 2月22日

株式会社新盛商事
代表取締役 盛田 英明 殿

三八地域県民局長



林地開発許可について（通知）

平成22年12月27日付けで申請のあったこのことについて、別紙のとおり条件を付して許可します。

なお、貴社の林地開発許可（変更）申請について、八戸市長から別紙（写）のとおり意見がありましたので了知の上、開発行為を実施してください

また、開発行為にあたっては、別紙第3号様式の許可標識を開発区域出入口の見やすい場所に設置するとともに、許可条件を遵守し遺憾のないようにしてください。

記

- 1 完了予定年月日 平成27年12月30日
- 2 条件に付した報告様式
別添要綱のとおり

担当：地域農林水産部 林業振興課
主幹 村松 栄一
電話：0178-23-3595（直通）
e-mail：eiichi_muramatsu@pref. aomori. lg. jp



林地開発行為延期届

令和2年12月4日

青森県知事
(三八地域県民局長) 殿

住所 八戸市大字是川字三十刈頭3番地1
株式会社 新盛商事
氏名 代表取締役 盛田英明
(名称び代表者氏名)



森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり延期したいので届け出ます。

許可年月日及び番号	平成23年 2月 22日 指令第 4006号
開発行為の目的	資材置場の造成
開発行為に係る森林の所在場所	八戸市大字是川字窪19-2ほか1大字ほか1字 6筆
延期後の完了予定年月日	令和7年 12月 30日
延期の理由	資材置場の造成がまだ完了していない為。

※用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。